整理番号 港湾-条申-6

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課 (道路) (06-6572-2674)
処分担当名	同上
処分の名称	行為の許可
概要	港湾施設においては、物品の販売又は頒布、競技会、展示会等の催し、その他施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行うときは、大阪市港湾施設条例第11条の規定により、市長の許可を必要とします。また、許可を受けた事項を変更するときも同様です。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例(昭和39年4月1日条例第76号)第11条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市港湾施設条例施行規則(平成21年3月30日規則第79号)第10条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	 ③次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 次の各号のいずれかに該当する行為であること ①飲品を販売し、又は頒布すること ②競技会、展示会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること ③募金、署名運動その他これらに類する行為をすること ③ケーションをすること ⑤次に掲げる物を取り扱うこと・爆発物又は燃焼しやすい物・感染症を感染させるおそれのある物・他の物を汚損し、又はき損するおそれのある物・他の物を汚損し、又はき損するおそれのある物・毛根が施設の管理上支障があると認める物
標準処理期間	条例第11条第1項に該当するものは7日 条例第11条第3項第1号に該当するものは30日 条例第11条第3項第2号に該当するものは、新規・変更は3週間、更新は2週間
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課(道路、緑地管理)、海務課(海務、埠頭、防災保安)、振興課、事業戦略課
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする施設を所管する担当へ提出してください。
手数料	条例第11条第1項及び第3項第2号に該当するものは、なし 条例第11条第3項第1号に該当するものは1,100円
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課(道路、緑地管理)、海務課(海務、埠頭、防災保安)、振興課、事業戦略課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000434549.html
備考	